

## 審査手数料規程

令和 元年8月8日

特定非営利活動法人  
神奈川県防犯セキュリティ協会

(主旨)

第1条 この規程は、「神奈川県セキュリティ・アパート認定制度の運用要領」の第28条に基づき、特定非営利活動法人神奈川県防犯セキュリティ協会が、「セキュリティ・アパート」である旨を認定する諸業務に係る手数料 について必要な事項を定めるものである。

(審査手数料)

第2条 認定審査手数料は新築物件の場合は設計審査と本審査に区分される。また既築物件の場合は事前審査と本審査に区分され、各々別表に示す額とする。

(手数料の納付)

第3条 申請者はセキュリティ・アパートである旨の認定を受ける申請に際し、申請書を提出する際には、特定非営利活動法人神奈川県防犯セキュリティ協会に手数料を併せて納付しなければならない。

2 口座振り込みで納付する場合の振込手数料は申請者の負担とする。

(手数料の返還)

第4条 申請に際して納付した手数料は返還しないものとする。

但し、セキュリティ・アパート認定制度業務契約約款第10条の規定により契約を解除した場合はこの限りではない。

別表

認定審査手数料(税別)

(令和元年8月現在 単位:円)

区分 (原則として)	仮審査		本審査 (認定章含む)	計
	設計審査	事前審査		
既築物件	—	25,000	55,000	80,000
新築物件	25,000	—		
更新	—		55,000	55,000

注1. 物件の構造、様式、規模、戸数などは問わない。

注2. 認定プレートは原則としてB4サイズの樹脂板(厚さ5mm)とする。

注3. 別途消費税が付加されます。